

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成24年4月より

■ 後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わりました！

● 後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,000円 ← 2,700円
新 旧

● 介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,300円 ← 3,200円
新 旧

保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

国民健康保険料	=	医療分保険料	+	後期高齢者支援金分保険料	+	介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)
---------	---	--------	---	--------------	---	--------------------------

■ 保険料の月額

		月 額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	22,300	16,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	19,000	16,000 + 3,000
乙種組合員	介護保険料あり	13,300	7,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	10,000	7,000 + 3,000
勤 務 医	介護保険料あり	15,800	9,500 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	12,500	9,500 + 3,000
甲乙種家族	介護保険料あり	10,300	4,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	7,000	4,000 + 3,000

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、介護分保険料は、**40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料**です。

各種申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページから、ダウンロードできます。

<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名

パスワード

なお、ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということ厳守の上、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届など)は、組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

平成24年度 保険料の減額申請について

平成24年度の保険料減額申請は、現在も受け付けております。
 対象となる方は、**前年の医業収入が1,500万円未満の方**となります。
 申請書は組合にありますので、申請される方は組合までご連絡ください。

重要!

該当する事業所は手続きを!

健康保険適用除外とは?

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(**常時5人以上**の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっていますが、**適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。**

※なお、厚生年金は適用除外の条項がないので、加入の義務があります。加入の手続きが遅れた場合、2年まで遡及される場合があります。該当される事業所は必ず手続きをされますようお願いいたします。

★ 適用除外は随時必要です!

すでに適用除外をしている事業所で新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについて**随時適用除外の申請が必要**となります。

★ パートさんの取り扱い

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありませんが、**労働時間が常勤の4分の3以上をこえるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱い**を受けます。

★ パート証明の提出

法人及び強制適用事業所においては、パート証明を提出していただいております。様式は組合にごさいますのでご連絡下さい。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、**適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された場合は必ず組合へご連絡下さい。**

■ 適用除外申請の流れ

1. 適用除外を受けようとする方について、申請書に記入・捺印する。
(正・副2枚とも)(印鑑は認め印でも可)
2. 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。
3. 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で手続き。

厚生年金加入に関する事務手続きについては、年金事務所にお問い合わせください。
※年金事務所では月に1回、新規加入者のための説明会が行われています。

4. 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。

※過去に手続きをされて、まだ“副”をお送りいただいてない分がございましたら、必ずお送りください。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q 月の末日が喪失日の場合、保険料は発生しますか。

A この場合、当月分の保険料は発生しません。月の初日が喪失日の場合、前月分の保険料が発生します。但し、保険料が発生しない場合でも、資格喪失のご連絡をいただく時期によっては、一旦保険料が引落とされることがあります。その場合は、翌月引落分で調整することになります。

喪失日	保険料発生の有無
5/31	5月分は発生しない
6/ 1	5月分が発生する

お知らせ♪

日本赤十字社熊本健康管理センター
PET-CT診断センター開所日変更についてのご案内

平成24年7月より下記のとおり変更となります。詳しくはセンターまでお問い合わせください。

(変更後) 平日、**第3土曜日**
(変更前) 平日のみ

日本赤十字社熊本健康管理センター
TEL 096-387-8331(直通)

『ダイワロイヤルホテルズ』ゴルフプランのご案内

『ダイワロイヤルホテルズ』ゴルフプランのご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。
期間:2012年4月1日~2013年3月31日

🎓 該当の方は届出ください！

学業のため世帯を離れている学生の方は、国民健康保険法第116条該当届出により
継続してご加入することができます。該当される方は組合までご連絡ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市中央区坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>